

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

12 2005
VOL.96



高松冬のまつり／香川県
【写真提供：高松市】

CONTENTS

就任あいさつ 文部科学大臣 小坂憲次	2
私立大学等経常費補助金会計検査院の实地検査結果／	3
平成17年度 私立大学等経常費補助金第一次交付／	
平成17年度 私立大学等経常費補助金の配分に係る見直しについて／	
私立大学等経常費補助金に係る平成18年度以降の配分の見直しについて	
経営実務Q & A	4
受配者指定寄付金Q & A	5
A Dを中心とした職制改革～中京女子大学の事例～	6
随想 実学思想の実践 カムカムに思う	8
学校法人東京農業大学理事長 松田 藤四郎	
私学事業団業務のご案内	9
平成18年4月から障害基礎年金と退職共済年金等の併給ができるように	10
なります／共済定期保険及び団体信用生命保険について	
共済事業の年間報告（平成17年）	11
宿泊施設のご案内	12
ガーデンパレスの年末年始期間中の営業／健康増進・介護相談サービス	14
共済事業 今月のワンポイント	15
いんぷおめーしょん	16

就任あいさつ



教育改革の推進と

私学振興に尽力

文部科学大臣 小坂憲次

このたび、文部科学大臣及び国民スポーツ担当大臣を拝命いたしました小坂憲次でございます。

文部科学大臣は、教育を中心とする人づくり、国力を支える科学の振興や技術開発、文化の振興等、活力ある国づくりの基盤となる幅広い分野において重要な任務を担うポストであり、大きな責任とやりがいを感じております。

現在我が国は、社会の急速な変化や国際化の進展の下、あらゆる分野で改革が求められております。義務教育の構造改革など当面する喫緊の課題に対しましては、国民の皆様への期待に応えられるよう、我が国の将来を見据えた、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」の実現を目指し、誠心誠意取り組んでまいります。

個別の課題について若干申し上げれば、まず義務教育の構造改革につきましては、義務教育が人間形成の基礎であり、また国家社会発展の礎になるものであるという観点から、国がしっかり責任を持つことが必要と考えており、中央教育審議会からの答申「新しい時代の義務教育を創造する」を真摯に受けとめてまいります。一方、地方分権を推進し、三

位一体改革を確実に実施していくことも重要であり、多くのご意見を伺いながら、拙速をさけて丁寧に取り組んでいきたいと思っております。

また、近年、英語教育について多くの議論がありますが、インターネットの急速な普及とあいまって、日本人が様々な場面で外国とのコミュニケーションを図っていくには、英語力はますます必要となつてきており、小学校段階からの英語教育の必要性を感じているところです。

教育基本法の改正につきましては、これからの日本の教育を考える上で大変重要であり、二十一世紀にふさわしい国際化時代における心豊かでたくましい日本人を育成するという中央教育審議会答申を受けとめ、速やかに改正に向けた努力をしております。

科学技術・学術につきましては、科学技術創造立国の実現に向け、来年度からの第三期科学技術基本計画を策定するにあたり、総合科学技術会議と協力して、政府全体としてより良い計画ができるように努力するとともに、第二期を超える予算の確保を目指してまいります。

文化につきましては、我が国の文化芸術の

振興を図るため、伝統文化の継承等に対する支援を行うとともに、アニメやゲームソフトなど新たな文化をはじめとして日本の文化を海外へ発信していくなど、国内外の人々を魅了する「文化力」の向上を目指してまいります。

スポーツにつきましては、私自身、冬季オリンピック、パラリンピック、スペシャルオリンピックスが開催された「スポーツ県」長野の出身でもあり、世界で活躍するトップレベル競技者の育成・強化、生涯スポーツ社会の実現など豊かなスポーツ環境づくりを推進してまいります。

さて、我が国の学校教育は、国立、公立、私立の各学校がそれぞれの特徴を生かし、その発展が図られてきましたが、特に、私立学校は独自の建学の精神に基づき個性豊かで特色ある教育研究を推進することにより、我が国の学校教育の普及発展に多大な貢献をされてまいりました。

今日、少子化に伴う就学者の減少など私立学校を取り巻く環境は大変厳しいものとなっておりますが、引き続き、私立学校に対する社会の要請に応え、安定した経営基盤の上で、社会の変化に適切に対応した特色ある教育研究を積極的に展開されることを切望するものであります。

以上、就任にあたり御挨拶を申し上げますが、私学助成の充実をはじめ、私学の振興のために全力で取り組んでまいる所存でありますので、関係の皆様方の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

私立大学等経常費補助金 会計検査院の实地検査結果

私立大学等経常費補助金に係る平成十七年の会計検査院の实地検査は、四月に、法人数で二法人（大学・学法人二法人）、学校数で三校（大学二校、短期大学一校）に対して行われ、終了しました。

検査は、一般補助金についての認定関係では、補助金算定の対象となった専任教職員が所定の要件を満たしているか否かに着目するほか、経費関係では補助金算定の基礎となる教育研究経費支出等の額に対象外の経費が含まれていないか、特別補助の項目について、補助金算定の対象とならない学生等や所要経費が含まれていないか等に着目して実施されました。

その結果、補助金交付要件が不備で、会計検査院より「補助金が過大に交付されている」という個別学校の指摘はありませんでした。つまり、会計検査院が国会へ決算報告する「不当事項」はありませんでした。

助成部では、不当事項がなかったことは、実地検査対象の学校法人の補助金事務処理が適正に行われていたためであり、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

なお、今後についても引き続き、各種調査票等の補助金関係資料については、注意方よろしく願っています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部補助金課 ☎〇三（三三三三〇）七八七九～八四

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

助成部特別補助課 ☎〇三（三三三三〇）七八八五～八八

Eメール tokuho@shigaku.go.jp 八四六五～六六

〇三（三三三三〇）七八七九～八四

平成十七年度 私立大学等経常費補助金 第一次交付

平成十七年度の私立大学等経常費補助金の第一次交付については、六一七法人八七七校に対し、一、〇六五億七、七四九万八、〇〇〇円を十一月末に交付しました。

第一次交付の交付対象費目は、昨年度までは、専任教員等給与費、専任教職員給与費及び教育研究経常費の三費目でしたが、今年度は、これに教職員福利厚生費、厚生補導費を加えた五費目となりました。また、専任教員等給与費及び専任教職員給与費については、退職金財団掛金補助分を含めて交付しました。

今回交付した補助金額は、十七年五月一日現在の専任教職員数・学生数を基礎として、原則として十六年度の配分基準により補助金額を算定し、さらに圧縮率（総額で該当費目の節約後予算額の五〇％に圧縮）を乗じて得た金額です。

なお、今回交付しない非常勤教員給与費、研究旅費、私立大学奨学事業費及び特別補助については、十八年三月に交付する予定です。

平成17年度私立大学等経常費補助金交付状況（第一次）

区 分	法人数	学校数	当初予算額	交付決定額 (資金交付額)
大 学	法人 480	校 510	千円 -	千円 95,868,502
短 期 大 学	136	364	-	10,494,609
高等専門学校	1	3	-	214,387
合 計	617	877	329,250,000	106,577,498

平成十七年度私立大学等経常費補助 金の配分に係る見直しについて

◇私立学校法に規定する財務書類等の閲覧義務に違反した場合の不交付措置

私立学校法の改正により、財務書類等の閲覧が義務付けられました。これに伴い、同法第四十七条に規定する財務書類等の閲覧義務に違反した場合は、私立大学等経常費補助金取扱要領4の補助対象外法人等に該当し、補助金は不交付となります。

私立大学等経常費補助金に係る平成十八年度以降の配分の見直しについて

平成十四年度の総務省による私立学校の振興に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を受け、役員等の年間給与額による補助金額の調整（高額給与調整）について、基準額の見直しを検討してまいりましたが、このたび、運営審議会及び理事会において国立大学法人の状況を踏まえ、基準額を次のように見直すことが適当とされました。今後、関係省庁との協議を経て、十八年度補助金から適用する予定です。

役員 一、二〇〇万円 ↓ 一、〇〇〇万円
専任教員 一、八〇〇万円 ↓ 一、六〇〇万円
専任教職員 一、二〇〇万円（現行どおり）

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

☎〇三（三三三三〇）七八七九～八四

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

経営実務 Q & A

学校法人から私学経営相談センターに寄せられた会計処理に関する質問をQ & A形式でまとめましたのでご参照ください。

一 薬剤師養成課程六年制化に伴う処理について

Q 薬剤師養成課程が六年制化するのに伴い、平成十八年四月に既存の薬学部薬学科を募集停止し、六年制の薬学科と四年制の薬科学科とを新設しますが、開設前に要した支出は資金収支内訳表でどの部門に部門計上すればよいでしょうか。

A 十六年に学校教育法が改正され、十八年四月の薬学部入学者から、薬剤師養成を行う課程（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する課程。以下「六年制学部・学科」という。）の修業年限が四年から六年に延長されます。

また薬剤師法が改正され、十八年四月の薬学部入学者から六年制学部・学科を卒業しないと、薬剤師国家試験の受験資格は原則として与えられなくなります。

なお、研究者養成など多様な人材養成を目的とした課程は四年制となっております。四年制学部・学科の卒業者が薬学関係の修士又は博士の課程を修了し、さ

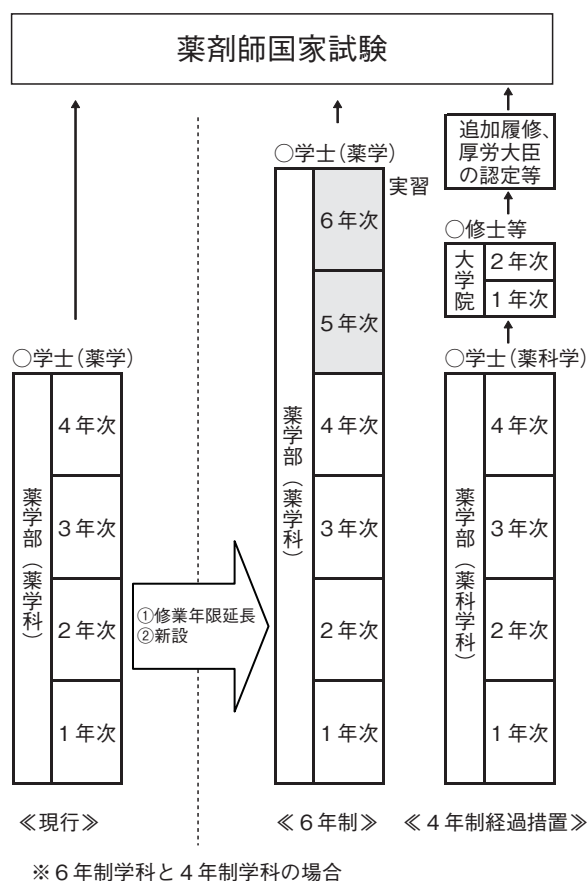
らに六年制学部の卒業生に比べ不足している医療薬学系科目や実務実習等の単位を、一定期間内に六年制学部において追加で履修し、六年制学部の卒業生と同等であると厚生労働大臣が個別に認めた場合には国家試験の受験資格が与えられますが、この特例は二十九年までの入学者に限られます。

すでに薬学を履修する学部又は学科を有する大学が六年制学部・学科を設置するには概ね以下のような方法があります。

- ① 修業年限を四年から六年に延長する
- ② 既存の学科を廃止し、新たに六年制学科を設置する
- ③ 既存の学科を廃止し、新たに六年制学部と四年制学科を設置する
- ④ 既存の学科は存続し、新たに六年制学科を設置する

質問は③の場合ですが、新たな学部等を増設した場合に要した支出については「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」（昭和五十五年十一月四日文部省管理局長通知）のとおり、開設までに学科の設置に要した支出は

（参考）薬剤師国家試験の受験資格について



「学校法人部門」で処理することとなります。

しかし、新設の学科が既存の学科に対して実体的な変更を伴うことなく設置された場合、「薬学部」の部門で処理することも認められます。この場合、その旨を脚注表示します。

また、①の場合は学部等の新設は伴いませんので「薬学部」の部門で処理することとなります。

二 各種団体の会費について

Q 活動の内容が教育研究に関するものから経営に関するものまで、様々なものを含んでいるような団体の会費は「教育研究経費(支出)」か「管理経費(支出)」かのどちらでしょうか。

A 各種団体の会費については、それぞれの団体の目的やその団体から受けるサービスの内容によって教育研究経費か管理経費かに区分されます。

しかし、質問のようにその内容が教育研究に係るものの以外に、明らかに管理経費で処理するのが妥当と考えられるものなどにより、支出額を「教育研究経費(支出)」と「管理経費(支出)」に区分して処理することも考えられます。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営相談センター
☎ 〇三（三三三〇）四九〇一～〇一一
Eメール center@shigaku.go.jp

受配者指定

寄付金Q&A

私学事業団では、私立学校の教育研究の発展に寄与することを目的として、学校法人が企業などの法人から寄付金を募集する場合、本事業団が寄付金を受入れ、これを寄付者が指定した学校法人に配付する「受配者指定寄付金」業務を行っています。

この受配者指定寄付金の利用にあたって多く寄せられた質問はQ&Aとして本事業団ホームページに掲載しています。今月号では、寄付金の受入れに関して新たに寄せられた質問をまとめましたのでご参照ください。

また、受配者指定寄付金の事務手続きにつきましては、本誌七月号（VOL.91）及び本事業団ホームページをご覧ください。

寄付金を学校法人でとりまとめて事業団へ払い込む方法を探っていますが、直接寄付者から事業団へ払い込む方法を併用することは可能ですか。

可能です。本事業団への寄付金の払い込み方法は自由を選択してください。なお、本事業団指定銀行への寄付金の振込みにあたっては、本事業団から送付され

る「振込依頼書」をご利用ください。また、「寄付申込書」は必ず学校法人を通じて提出してください。

事業団への振込みにあたって振込手数料は生じますか。

本事業団から送付される「振込依頼書」を利用して、振込依頼書に記載してある銀行の本支店から寄付金の振込みをした場合、振込手数料は無料になります。

寄付金の受入れにあたっては直接事業団へ振込む方法と学校法人がとりまとめて振込む方法とがありますが、それぞれのメリットとデメリットを教えてください。

①寄付者が直接本事業団へ振込む場合
②メリット

寄付者の決算期に合わせた寄付金支出が可能。（入金日が寄付金受領日となるので、決算期での損金算入が可能）

②デメリット
学校法人で募金状況を把握しにくい。（本事業団から送付される受領書で入金状況を把握することになる）

①メリット
学校法人で募金状況を把握しやすい。（寄付者から提出される書類、寄

付金の入金等により募金状況を一括して把握できる）

②デメリット
寄付者の支出日と本事業団への入金日とが異なる場合があるので、寄付者の決算期に注意が必要。（本事業団への入金日をもって寄付金受領日となるので、日付によっては決算期での損金算入が認められない）

企業等から事業団へ寄付金を直接振込んだ場合、学校法人に入金があった旨の連絡はありますか。

現在、寄付金の入金を確認した時点で受配者となる学校法人へ連絡することは行っていない。電話等でご照会があった場合のみ、入金額等について口頭でお答えしています。

高額な寄付金（一、〇〇〇万円以上）を三社から受ける予定です。一、〇〇〇万円以上の寄付申出がある場合に提出する「受配者指定寄付金に係る確認書」の内容について確認したところ三社とも同じ回答となりましたので、確認書の提出を一部にしてよろしいですか。

「受配者指定寄付金に係る確認書」は、寄付者別に作成していただきますので、確認事項に対する回答が同じであっても

寄付者数だけ提出の必要があります。従いまして、ご質問の場合、一、〇〇〇万円を超える寄付者が三社ありますので、「受配者指定寄付金に係る確認書」は三部必要となります。

なお、寄付金を分割して振込んだ場合でも、寄付金額が合計一、〇〇〇万円以上になる場合は、「受配者指定寄付金に係る確認書」が必要になります。

寄付金振込報告書の提出時に、各寄付者名及び寄付金額が確認できる資料を添付することとなっていますが、どのような様式となりますか。

特に様式を定めていないものではありませんので、必要事項を明記したものであれば様式は自由となっています。

NO	寄付者名	金額（円）	備考
1	〇〇株式会社	100,000	
2	有限会社△△	200,000	分割3回目計600,000円
}	}	}	
計		800,000	

お問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課
☎〇三（三二三〇）七八九一〜九二
Eメール kitukin@shigaku.go.jp

ADを中心とした職制改革

～中京女子大学の事例～

大学全入時代の幕開けとなる二〇〇七年を目前に控え、学齢人口減少に対応すべく、各私学においては既に様々な取組みがなされています。

教育内容や授業方法の改善を目的とするFD (Faculty Development) や、研修の充実による職員の専門性の向上を図るSD (Staff Development) を積極的に進めて、私立学校の構成員のスキルを高めていく方策もそのような取組みの一端と言えます。

現在ではこのFD⇨教員、SD⇨職員という構造が一般化していますが、今回ご紹介する取組みはこの構造を越えて、教職員一体型の総合的な人材開発と職制改革を目指す事例です。

私学経営相談センターでは、今年四月に愛知県の中京女子大学を取材させていただきました。谷岡郁子学長の下、事務局長（改革当初）として教職員組織の刷新に着手されている、八木沼圭司常務理事・経営管理局长（以下、八木沼氏）が提唱するAD (Administrative Development) の内容を詳しく伺うことができました。以下に現在もなお進行中である

同大学の改革事例をご紹介します。今後の私学経営に必要な組織づくりと人材育成のための参考資料としてご活用ください。

一 アドミニストレーターとは

アドミニストレーター (Administrator) という言葉は、現在非常に注目を集めている言葉で、米国の大学では学長以下副学長や部門のディレクターなどに相当する職位を指します。米国の場合には、財務担当や入試担当、教務担当といったそれぞれの分野に専門のアドミニストレーターがあり、彼らは各自の専門領域に就いた学位や経験を有していると言われます。日本における従来の大学職員と比べると、非常に専門性が高く、学内での異動よりも学校間での「転職」が一般的とされます。

近年、私学を取り巻く環境の厳しさに対応すべく、大学経営のプロフェッショナルを養成することの必要性が、日本でも求められるようになりました。いわゆる米国型のアドミニストレーターに準ずる、専門技能を有した大学職員の養成を目的として、様々な学会や研修会が開かれるようになったことは、ご存知の通りです。二〇〇一年には桜美林大学大学院において「大学アドミニストレーション専攻」がスタートし、大学職員養成のための専門職大学院として注目を集めました。こうした教育・研修活動は今後も活発なものとなっていくでしょう。

今回の中京女子大学の事例ですが、ここで八木沼氏が提唱されているアドミニストレーターとは、前述の米国型アドミニストレーターとは、その定義において若干異なります。

二 中京女子大学におけるアドミニストレーターの定義

それは「大学経営上の複数の分野における専門技能を有し、かつ大局的・戦略的視点から大学の発展に貢献できる人材」と定義されています。「複数の分野」という箇所が重要であり、八木沼氏は「確固たるスペシャリズムに立脚したジェネラリズム」と説明されています。

一般に米国型アドミニストレーターの場合、彼らが有する専門技能は一分野とされ、担当者の不在がそのまま学校としての機能の不在を意味します。複数分野の専門家を有することで、こうした問題を補完しようとする考えから定義付けられていると言えます。

三 従来職制との関係

FD・SDの検討が進む現在、専門職としてのアドミニストレーター養成は、一般にSDの分野においてのみ議論されているようです。現行の大学職員の発展形としてのアドミニストレーターという構図が定着しています。

これに対して八木沼氏が指摘した点は、教員組織と職員組織との両輪構造、あるいは対立構造からの脱却の必要性です。教育の専門職と、経営の専門職という二元論ではなく、教育研究から経営まで、私学経営全体を一元的に論じる構造が必要であるとしています。

よって中京女子大学におけるアドミニストレーターとは、教員からも職員からも生まれるものであり、最終的に教員でも職員でもない、第三の職域を提唱するものとなっています。

四 ADの概要

さて、ここまで述べてきたことは、中京女子大学におけるアドミニストレーターとは、どういう人物を指すかというものです。そこで実際に、アドミニストレーターに相応しい人材を育成することが重要となってきます。この人材開発・育成の過程こそがAD (Administrative Development) なのです。ADは①人材の獲得と②人材の開発の二つに区分できると考えられます。

①人材の獲得

中京女子大学の事例では、ADの遂行にあたって必要な人材を、外部から中途採用しました。ここでのポイントは、ターゲットとする人物像を明確にしておくことということです。ここでは「目的達成・成果志向型の行動特性を持ち、改革・刷新行動力のある者」と定められました。大変倍率の高い選考になったとのことですが、その中でもこのターゲットとする人物を見抜くために、思考・行動特性や価値観に注視していったとのことでした。

八木沼氏の言葉に「同じ価値観を持った人間を集めて、金太郎飴を作るわけではない。学長や局長のエージェント（分身）として働ける、教育や組織運営に関する基本的な考え方・価値観をシェアできる人材を集めたかった」とあり、その考えがよく現れた採用が実施されたと思われまます。

②人材の開発

いよいよADの核心となる部分ですが、ここでは前述の外部から採用されたメンバーと、現有の職員メンバーとの両面からの開発が試みられました。

採用者に対しては、八木沼氏が自らコーチングとメンタリングを施し、基本的な価値観の共有と、意思の疎通を図りました。この指導者自ら実施するという姿勢が、改革マインドを徹底する上で大変重要であるということです。

また採用されたメンバーは、実際の配属先とは別に、企画・調整課という物理的オフィスを持たないセクションを兼務するというスタイルも特徴的です。

企画・調整課員は、本務のセクションでの改革推進の中心として動き、その企画・調整を任務とされます。さらに企画・調整課長は八木沼氏が兼務しており、採用者の本務セクションの課長と連絡を取り合いながら、採用者のケアをしていくというものです。

一方で、現有の職員メンバーに対しては、改革の開始から三年以内に、ほぼ全職員を異動し、視野の拡大を目指すところから始めました。これは前述の「スベシヤリズム」に立脚したジェネラリズムの確立を目的としたものです。

一般に言って、現有の職員組織を改革する上で、最も問題となるのは「意識改革」の部分です。これは中京女子大学でも同様でした。そこで八木沼氏は外部からの採用者と同じ人物像を、現有の職員にも求め、いかに業務の改革・改善を推進し、これに貢献したかを職員としての評価の第一基準としました。これによって、従来のままでは同大学の職員として認められないという意識変化を促し、職員が積極的に自ら学ぶ姿勢を生んだということでした。

五 文化・風土の醸成

このような流れから、中京女子大学で

は、職員が自ら大学経営における業務について学び、議論しあうという組織が係長（当時）メンバーを中心に企画され、現在では自己啓発研修会として、毎年実施されるようになりました。

この状況を八木沼氏は、「意識改革によって人が変わってきた結果、自立（自律）した個の集団という風土が醸成されてきた」と表現しています。

中京女子大学の事例において特徴的な点は、改革の順序としてまず「文化ありき」であって、その次に「制度」がついてくるものとしているところです。八木沼氏は、「制度ありき」では「制度の精（密）度」の追求に陥ってしまい、その方策が決して改革に貢献するとは限らないと考え、このような順序で取り組んだそうです。

「文化」を創るのは「人」であり、その「人」を鍛えるためにADが必要となります。

「スベシヤリズム」に立脚したジェネラリズムについても、浸透しているようです。職員が自分の能力を適切な場面で発揮し、いつ自分がリーダーシップを取るべきかを判断して、それぞれが助け合う風潮が生まれているとのことでした。

この状況を八木沼氏は「船頭多くして船、山に登るというが、自立（自律）した責任ある船頭ならそうはならない。船頭ばかりの集団を創っている」と述べられました。管理職・責任者育成において、ヒントとなる言葉です。

六 改革の現状と制度への落とし込み

「文化」が醸成された現在、中京女子大学ではそれを「制度」として確立する段階に入っています。

従来の職員という職制から、経営管理職員（IIアドミニストレーター）へと移行し、併せて教員サイドからの提案に基づく議論の結果、八木沼氏以下旧職員管理職は、事務職員を出自とする者としては初めて、議決権を有する正規の教授会構成員となりました。小さく、強い経営管理局（旧事務局）の実現へ向けて、高いスキルを持った、コンパクトな組織への転換を進めています。また、基幹業務以外の部分については、積極的なアウトソーシングも行われています。

今後はいよいよ、教員職から経営管理職員への移行が始まり、教員でも職員でもない第三の職域の完成へ向かうこととなります。

中京女子大学の事例は、決してすぐに全ての学校法人で取り組めるものではないかもしれませんが、しかし採用や人材開発の面で、ヒントとなる内容が多く含まれています。各法人において、それぞれの現状に即した改革が検討されていると思われまますが、その際のご参考になれば幸いです。

（私学経営相談センター）

実学思想の実践 カムカムに思う

随想

学校法人 東京農業大学
理事長 松田 藤四郎

カムカムと聞いても知っている人は少ないと思う。朝日新聞「ひと」欄（二〇〇三年十一月二十三日）で、このカムカムの栽培普及に成功した鈴木孝幸さんの記事が載った。間もなく健康飲料カムカムドリンクが市販されるようになったが、まだまだ市民権を得た商品ではない。カムカムはフトモモ科に属する灌木で、ペルーのアマゾン川流域が原産である。学名をミルシアリア・デウピアといい、カムカムは現地語である。直径二・三cmの丸い果実をつける。この果実に一〇〇g中二八〇〇mgのビタミンCが含まれている。レモンやアセロラなどをはるかに凌ぐビタミンC含有量が最も豊富な天然の果実である。

ところで、昨年も深まった頃、つくばで麻薬栽培撲滅に関する私的な小集会があった。麻薬の原料であるケシやコカの栽培をどうやって止めさせるか。それらに代わる代替作物の開発普及に関わる話であった。

計画の一つと実践例二つが話題提供された。計画中のものは、タイ北部山岳地帯のケシ栽培に代わる作物として「ひまわり」を栽培するというものであった。実から搾油して、ガソリンの代用にしようというものである。産・官・学の共同プロジェクトを目指した計画であった。搾油製造過程の技術は確立しているし、ひまわり栽培もそう難しい話ではない。しかし、経済ベースに乗せるためには、少なくとも六〇万haの栽培面積が必要だという。

チェンマイ奥地の標高一二〇〇mの山合いにカセサート大学の農場がある。この農場ではケシに代わる作物としてリンゴ、コーヒー、椎茸をとりあげ栽培実験をしている。ケシ栽培集落を尋ねてわかったことは、商品になるリンゴやコーヒーの栽培技術もさることながら、それらをどうやって市場に運ぶかである。背負いかゴを担ぎ、ひと一人通れる起伏の多い山道を二・三〇kmも山づたいに歩く。軽量で値が高いケシが彼等にとって最良の経済作物なのである。路ばかりでなく、生活習慣、ムラ組織などを無視してはなにもできない。ひまわりは、面積の確保も含め現地の事情を勘案しない机上のプランに過ぎないと思った。

次の報告は、ミャンマーの山岳地帯の麻薬撲滅に取り組んだNPOの話であった。これはケシに代わる作物として「そば」を選択し、そばを植えさせた。収穫したそばを買い取りそば粉にして日本に輸出しようとしたのである。そばの栽培には可能な土地だった。しかし、そばを植えたことも食べる習慣もなかった。干ばつで輸出するほどの量はまとまらず、そばの価格は当初の目論見と違い低迷した。双方ともメリットがなく、このプロジェクトは失敗に終わった。

カムカムは私が報告した。ペルーのラ・モリーナ国立農業大学と東京農業大学とが姉妹校提携した機会を捉え一九九七年にペルーを訪れた。当時のアルベルト・フジモリ大統領（ラ・モリーナ国立農大元学長）とアンデス高原のインディオの

農村地帯を専用飛行機、ヘリコプターを乗り継ぎながら農業発展に係わる調査をした。その時、同行してくれたのが鈴木孝幸さんである。鈴木さんは、東京農大を卒業後、ラ・モリーナ国立農大の大学院に進み、永住のために熱帯の作物の研究をしていた。アマゾンの現地調査中に現地の人が自生しているカムカムが健康に良いということで、昔から愛飲していた話を聞き、研究室で分析したところ前記のような成分含有量を確認した。カムカムの自生地は、コカの栽培地帯でもあった。ペルー政府はコカの代替作物としてバナナやコーヒーへの転作を奨励していたが、農民は買い叩かれると嫌った。彼は接木によるカムカムの苗木作りから始め、移植年から収穫できるように工夫し、それを農家に配布し、果実は約束の値段で現金支払いをし、信用を得た。始めてから八年後の現在は、五千戸の農家にまで普及し、最大二haのコカ畑をカムカムに転換した農家もある。加工、輸送、ゲリラとの交渉など幾多の困難があったが割愛する。鈴木さんの成功は、タイのひまわりやミャンマーのそばのように他所のものを持ち込むのではなく、現地の植物、現地の人が利用しているものを基本にしたこと、現金支払いで信用を得たことなのである。

彼は東京農大のモットー「稲のことは稲に聞け、農業のことは農民に聞け」の実学思想を実践したまでのことである。こういう考え方を持たない国際協力者の多いことが気にかかる。

私学事業団業務のご案内

私学事業団の助成業務（私学振興事業本部）と共済業務（共済事業本部）に関する主な担当部署をご案内します。

助成業務

私学情報部	
データベース課	☎ 03 (3230) 7839
学校法人基礎調査、学校法人等基礎調査に関すること	
Eメール：database@shigaku.go.jp	
情報サービス課	☎ 03 (3230) 7845
私学データ作成システム、「今日の私学財政」閲覧システム等の提供及びホームページの管理並びに「今日の私学財政」の編集・刊行	
Eメール：service@shigaku.go.jp	

私学経営相談センター	
経営相談班	☎ 03 (3230) 7855
教育条件及び経営に関する診断、相談、指導・助言、会計処理等相談への回答、財務分析の資料提供等	
Eメール：center@shigaku.go.jp	
経営支援室	☎ 03 (3230) 7851
経営困難法人に対する経営分析、再生支援、合併等の仲介	
Eメール：shien@shigaku.go.jp	

融資部	
融資課	☎ 03 (3230) 7861
学校法人等への融資に関する相談、申し込み	
Eメール：yushi@shigaku.go.jp	
債権管理課	☎ 03 (3230) 7869
担保・保証人等に関すること	
Eメール：saiken@shigaku.go.jp	

助成部	
補助金課	☎ 03 (3230) 7878
私立大学等経常費補助金の交付事務に関すること	
Eメール：hojokin@shigaku.go.jp	
特別補助課	☎ 03 (3230) 6835
私立大学等経常費補助金のうち特別補助に関すること	
Eメール：tokuho@shigaku.go.jp	
寄付金課	☎ 03 (3230) 7890
受配者指定寄付金の受入れと配付、学術研究振興基金の受入れ、学術研究振興資金の交付	
Eメール：kifukin@shigaku.go.jp	

私学振興事業本部
〒102-8145
東京都千代田区富士見1-10-12

共済業務

☎ 03 (3813) 5321 (代表)

業務部
資格課
学校法人等の異動、加入者・任意継続加入者の資格取得・喪失、被扶養者の認定、標準給与・賞与等の決定、加入者証の交付
短期給付課
療養・休業・出産・災害・死亡の給付、付加給付の決定、損害賠償・業務上災害の調整
掛金課
掛金・任意継続掛金・児童手当拠出金の調定、掛金の徴収・督促・滞納処分

年金部
年金第一課
退職・障害・遺族給付の決定、年金額の改定、基礎年金の進達
年金第二課
年金の支払決定・源泉徴収、年金受給権者の諸届出、年金額の支給停止・解除、給付金調整、介護保険料の特別徴収、年金受給権の消滅

福祉部
保健課
人間ドック利用補助・出産祝品等の保健事業、加入者の貯金・積立共済年金・共済定期保険、生涯生活設計支援事業
貸付課
加入者に対する貸付け・償還

広報相談センター
広報班
共済業務の広報刊行物の編集・発行
相談班
共済業務相談、事務担当者連絡会・研修会の実施

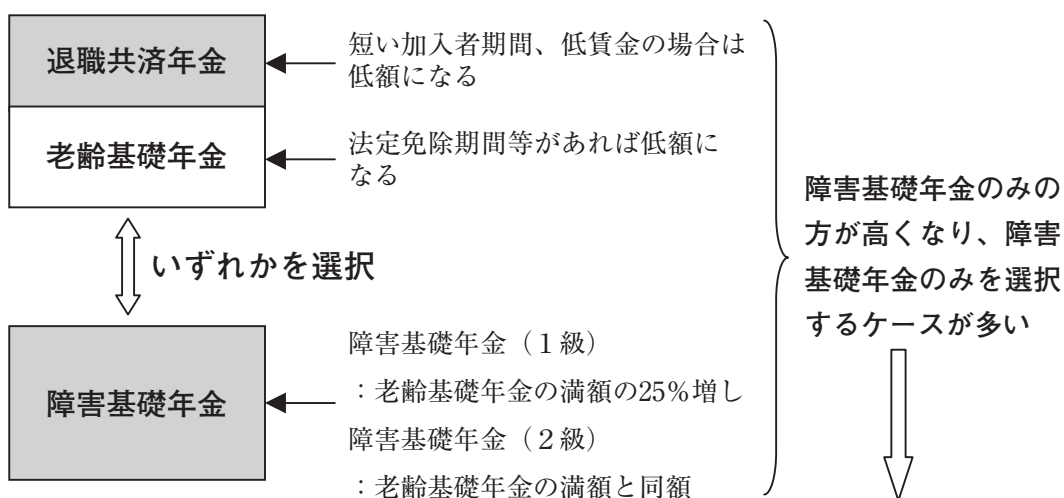
共済事業本部
〒113-8577
東京都文京区湯島1-7-5

平成18年4月から障害基礎年金と退職共済年金等の併給ができるようになります

平成16年の年金制度改正における基本的考え方の一つである「多様な生き方、働き方に対応し、より多くの者が能力を発揮できる社会につながる制度とする」ことに対応し、平成18年4月から障害基礎年金と退職共済年金又は遺族共済年金について併給ができるようになります。これは、障害を有していてもできる限り能力を発揮し、就労できる環境整備に向けた取り組みが進められていることに年金制度としても対応し、就労を年金制度上評価し、障害を有する人が自立した生活を可能とするための経済基盤を強化する観点からの改正となっています。具体的に障害基礎年金と退職共済年金の併給の例で示すと次のようになります。

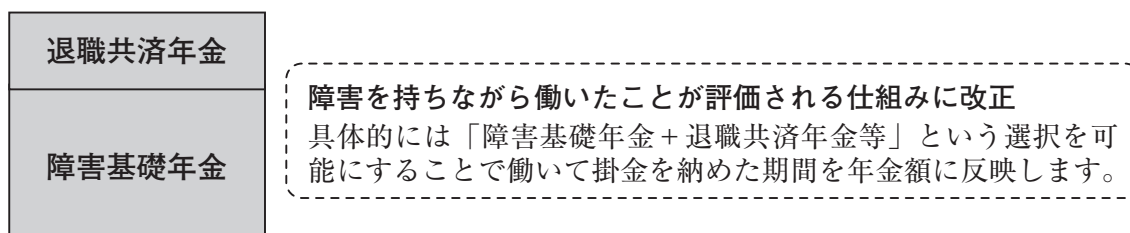
【改正前】

65歳時点で「退職共済年金＋老齢基礎年金」か「障害基礎年金」の額の多い方を選択



障害を持ちながら自ら働いて掛金を納めたことが年金給付に反映されにくい

【改正後】



共済定期保険及び
団体信用生命保険
について

先般、私学事業団で実施している共済定期保険及び団体信用生命保険の幹事会社である明治安田生命保険相互会社に対し、金融庁から不適切な保険金・給付金の不払いを主因として、行政処分がありました。

この件に関し、共済定期保険及び団体信用生命保険について調査を行った結果、不適切な保険金等の不払いはないことを確認しています。

また、共済定期保険及び団体信用生命保険は、団体向け保険に該当し、保険金等の支払可否については、当事業団に通知され、確認を行う態勢をとっており、今後も適切な保険金等の支払いができるよう指導・監督していく所存でありますのでご安心ください。



共済事業の年間報告（平成17年）

■長期給付分掛金率の改定（4月1日）

平成16年度に行った財政再計算の結果等を踏まえて、長期給付分掛金率を4月以降5年間にわたり毎年3.54/1000ずつ引き上げることとしました。

その結果、17年度の長期給付分掛金率は108.14/1000になりました。

■年金額の改定（4月1日）

平成17年度の年金額（特例水準）は16年の年平均の全国消費者物価指数の変動率が0.0%となったことにより16年度と同額になりました。

■年金制度の改正（4月1日）

◇60歳台前半の在職中の年金支給の見直し

在職中の退職共済年金等の支給額は、一律に年金額（職域部分及び加給年金額を除く）の2割を停止し、その2割停止後の年金額と総給与月額相当額により算出していましたが、この年金額の一律2割停止の仕組みが廃止されました。

◇退職共済年金定額部分の上限月数の見直し

退職共済年金における定額部分の額を算出する際の加入者期間月数の上限が、生年月日に応じて改められました。

◇育児支援措置の拡充

- ・育児休業中の掛金免除期間の対象となる子の年齢が「1歳未満の子」から「3歳未満の子」に延長されました。また、掛金免除の始期が「申し出た月」から「育児休業を開始した月」に変更となりました。
- ・育児休業終了後は1等級の差でも復職後の給与で標準給与の改定が可能となりました。
- ・養育期間中に給与が下がった場合でも年金の算定における従前標準給与の月額が保障できることとなりました。

■任意継続加入者の標準給与上限額の改定（4月1日）

任意継続加入者の標準給与月額の上限が、平成17年度は383,000円となりました。

■個人情報保護法の施行（4月1日）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）が全面施行されました。私学事業団では、この法律を適正かつ確実に執行し、私学事業団の保有する個人情報の保護に努めています。

■社会保障協定の発効

◇日韓社会保障協定（4月1日）

◇日米社会保障協定（10月1日）

日本と韓国及び日本とアメリカとの間で社会保障協定が発効されたことに伴い年金制度の二重適用が回避されることになりました。

また、アメリカとの間では年金制度に加え医療保険制度も協定の適用対象とされました。

□生涯生活設計セミナーを開催

生涯生活設計セミナーを全国のガーデンパレス8か所と金沢宿泊所「兼六荘」で7月～8月に開催しました。

□海外研修旅行を実施

夏期（7月～8月）は8コースを実施しました。冬期（12月～1月）は2コース実施します。



リオデジャネイロ

□私学共済事務担当者連絡会、研修会を開催

連絡会は平成16年度第2回を1月25日～2月24日、17年度第1回を6月7日～7月1日に実施しました。また、研修会は17年度第1回を7月20日～8月11日に開催しました。

宿泊施設のご案内

<http://www.shigakukyosai.jp/>
インターネット宿泊予約ができます。

那須 那須白雲荘

〒325-0301 栃木県那須郡那須町湯本206-314
☎ 0287 (76) 4588

いよいよスキーシーズンの到来です

那須白雲荘の近くには、ファミリースキー場・マウントジーンズスキー場があり初心者から上級者まで楽しむことができます。また、温泉で日々の疲れを癒してはいかがでしょうか。那須白雲荘には、露天風呂もあり、雪を見ながらの温泉もまた格別です。近隣にはテーマパークや美術館がいっぱいです。この機会にぜひ那須白雲荘にお越しください。

冬・格安プラン
(1泊2食)

平日 **7,000 円**
休前日 **7,500 円**

平成17年12月1日～18年3月19日
(年末年始を除く)滞在型洋室プラン
(素泊り)

1泊目 **4,000 円**
2泊目 **3,500 円**
3泊目以降 **3,000 円**

通年適用
(年末年始、春・夏休み、GWを除く)



マウントジーンズスキー場

鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 鎌倉市坂ノ下25-4
☎ 0467 (22) 3506

はせ 長谷は鎌倉の中でも数多くの作家や歌人たちが滞在し、移り住み、これら鎌倉文士の足跡が残る地です。

鎌倉大仏の高徳院には、与謝野晶子句碑や金子薫園歌碑があり、あじさい荘のそばにある御霊神社の裏で生活した国木田独歩はここで「鎌倉日記」などを発表し、芥川龍之介は由比ガ浜に移り住み、数々の名作を残しています。

鎌倉文学館は加賀百万石の旧藩主前田侯爵家別邸で、三島由紀夫の「春の雪」はこの別荘をモデルに描かれています。いつ訪れても新しい発見ができる鎌倉の散策や、江ノ島探訪の拠点に便利なあじさい荘をぜひご利用ください。

通常プラン
(1泊2食)1名様 **8,085 円**

通年適用
(年末年始を除く)

宴会・宿泊プラン
(1泊2食)

10名様以上の小団体対象

1名様 **9,870 円**
(席料含む)

通年適用
(年末年始・夏季期間を除く)



鎌倉大仏



鎌倉文学館

金沢 兼六荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40
☎ 076 (232) 1239 <http://www.kenrokusou.com/>

冬の金沢 山海の幸に恵まれた「食の都」
新鮮な魚介！冬こそ旨い 冬の味覚を食べ尽くそう

兼六荘は、金沢の観光に最適な立地！

金沢市のほぼ中心に位置する兼六荘は、日本三大名園の一つである兼六園や前田利家公を祀る尾山神社、さらに金沢市民の台所近江町市場や金沢の繁華街香林坊へ歩いていける場所にあります。北陸の古都へぜひお出かけください。

1泊2食プラン

1名様 **8,000 円**
(2名でツインルーム使用)
1名様 **9,000 円**
(シングルルーム使用)

通年適用
(年末年始を除く)

ウインタープラン
(朝食付)1名様 **4,500 円**
(シングルルーム使用)平成17年12月1日～18年2月28日
(年末年始を除く)

この他、竹久夢二館観覧と湯涌温泉入湯券がセットになったプランもあります。



兼六園の雪吊り

宿泊施設のご案内

<http://www.shigakukyosai.jp/>
インターネット宿泊予約ができます。

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607
☎ 0267 (45) 7311

冬の軽井沢は光のページェント

明治19年、カナダ生まれのアレクサンダー・クロフト・ショーによって見出された軽井沢。夏だけではなく、クリスマスシーズンもお勧めです。都会とは闇の深さが異なり、町を彩るイルミネーションの輝きと美しさは格別です。

また、早朝の散歩に、真っ白に雪を被った浅間山の眺めの素晴らしさを感じつつ、枝を飾る霧氷、幻想的なダイヤモンドダストは、この時期にしか見るこのできない厳しい冬ゆえの美しい景色です。

霧氷は、厳寒期の夜に発生する霧が夜半から夜明け前にかけて木の枝などに凍りついてしまう現象であり、ダイヤモンドダストは、空気中の水蒸気が瞬間的に凍り、辺りがきらめいて見える現象です。

このすばらしい冬景色をご覧いただけるよう、今年もウィンタープランをご用意しております。

ウィンタープラン
(1泊2食)

大人 **7,400 円**
子供 **4,600 円**

2名様以上でお申し込みください

平成17年12月1日～18年3月31日
(年末年始を除く)

鬼押出しと浅間山

かい け 皆生 かい せん そう 皆泉荘

〒683-0001 米子市皆生温泉3-15-50
☎ 0859 (22) 8731

冬のプランいろいろ

日本有数の水揚げを誇る境港より、直送の冬の名物松葉ガニ(ズワイガニ)と評判の塩湯の温泉をお楽しみください。



Bコースのイメージ

松葉ガニプラン (1泊2食)

Aコース(1名様) **14,850 円** 松葉ガニ一杯(大)・カニ鍋と会席フルコース
Bコース(1名様) **13,850 円** 松葉ガニ一杯(中)・カニ鍋とミニ会席
Cコース(1名様) **11,850 円** カニ鍋とミニ会席

期間限定 平成18年3月31日まで(年末年始を除く)

境港お刺身プラン

2名様より **11,850 円**
会席料理のお刺身が豪華6点盛り

平成18年3月31日まで期間延長
(日祝日・年末年始を除く)皆泉荘宿泊プラン
(1泊2食)

1名様 **9,850 円**
味・量ともご好評戴いております

通年適用(年末年始を除く)

*2連泊・3連泊にはさらにお得な割引がありますので、予約の際にご確認ください。

道後 しらさぎ荘

〒790-0836 松山市道後鷺谷町4-9
☎ 089 (941) 7161

白鷺が足の傷を癒したという伝説が残る道後温泉

日本最古の温泉として3000年の歴史を刻む温泉郷のシンボルである道後温泉本館は、明治27年に建てられ、木造三層楼の堂々たる姿は、国の重要文化財に指定されています。

最近、道後温泉で人気を集めているのが足湯や手湯。放生園*など無料で利用できる場所が増えており、気軽に温泉気分が楽しめます。

*道後温泉駅前にあり、足湯のほかカラクリ時計等があります。

ビジネスプラン
(1泊朝食)1名様 **4,000 円**通年適用
(年末年始を除く)湯う湯うプラン
(1泊2食)

1名様 **7,900 円**
8,900 円
9,900 円

通年適用(年末年始を除く)

*道後温泉本館入浴券付き、食事の内容により3種類のコースがあります。

名湯で旅の疲れを癒す



道後温泉本館

西 戌 ガーデンパレスの年末年始期間中の営業

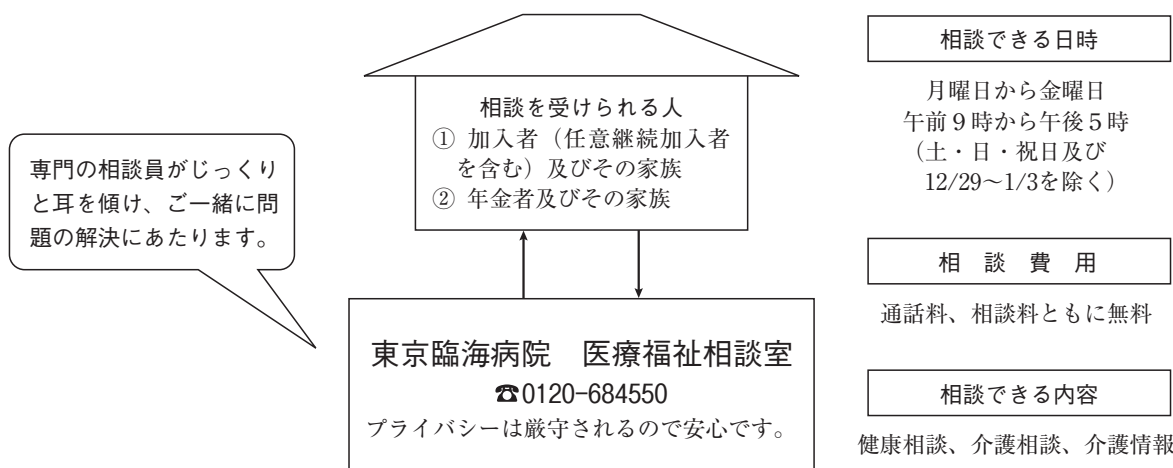
会 館 名	営 業 日							年末年始期間中の 宿泊料金	備 考
	12/28	29	30	31	1/1	2	3		
北海道会館 「札幌ガーデンパレス」 ☎ 011 (261) 5311	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	・ 洋食レストランは通常営業 ・ 四川飯店は1月1日から通常営業 ・ 正月は御神酒を用意しております
宮城会館 「仙台ガーデンパレス」 ☎ 022 (299) 6211	○	○	○	○	○	○	○	通常料金	・ 洋食レストラン・和食堂は通常営業
湯島会館 ㊟ 「東京ガーデンパレス」 ☎ 03 (3813) 6211	○	△ ※	○	○	○	○	○	特別料金（1泊朝食） シングル 12,000円～ ツイン 23,000円～	・ 特別料金期間12月31日～1月3日 ・ 洋食レストラン・和食堂は正月限定メニューとなります
愛知会館 「名古屋ガーデンパレス」 ☎ 052 (957) 1022	○	○	○	○	○	○	○	通常料金 年末年始宿泊スペシャルプラン （1泊2食） 1名様 12,600円～ （2名様1室でご利用の場合）	・ 洋食レストラン・和食堂は期間中 21：00まで営業 ・ 12月31日の宿泊者には年越そば無料サービス
京都府会館 ㊟ 「京都ガーデンパレス」 ☎ 075 (411) 0111	○	○	○	○	○	○	○	特別料金（1泊2食） シングル 17,902円～ ツイン 34,650円～	・ 特別料金期間12月31日～1月3日
大阪府会館 ㊟ 「大阪ガーデンパレス」 ☎ 06 (6396) 6211	△	×	×	○	○	○	○	特別料金（1泊2食） シングル 12,000円～ ツイン 24,000円～	・ 特別料金期間12月31日～1月4日 ・ 洋食レストラン・和食堂は通常営業 （和食堂は正月限定メニュー）
広島会館 「広島ガーデンパレス」 ☎ 082 (262) 1122	△	×	×	○	○	○	○	通常料金	・ 和食堂は通常営業
九州会館 ㊟ 「福岡ガーデンパレス」 ☎ 092 (713) 1112	△	×	○	○	○	○	○	通常料金 年末年始宿泊プラン （1泊2食） 1名様 11,000円～	・ 和風レストランは通常営業 （12月31日～1月3日は正月限定メニュー）

○＝営業 ×＝休館 △＝チェックアウトまでの営業 ㊟＝予約制 ※10：00チェックアウトとなります。

健康増進・介護相談サービス

東京臨海病院では健康増進・介護相談サービスを実施しています。健康上の不安や家族を介護するうえでの悩みなどについて、経験豊富なスタッフが直接お答えするホットラインです（相談内容によっては、医師と相談のうえお答えいたします）。

プライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。



*携帯電話・PHSからのご相談はできませんのでご注意ください。

今月のワンポイント

賞与等支給報告書の記入上の注意

賞与等支給報告書は、登録されている賞与等支給予定月の前月に学校法人等へ送付します（磁気媒体校及び電算用紙校は除く）ので、賞与等を支給した日から（同一月に賞与等の支給が複数あった場合は合算し、最後に支給した日から）5日以内に提出してください。なお、賞与等の支給がない場合は提出の必要はありません。

賞与等支給報告書の記入については、平成14年度改定版「様式用紙等の記入例集」22ページを参照し、支給年月や賞与等区分の記入漏れに注意してください。また、賞与等支給報告書に記載されている加入者に賞与等の支給がなかった場合は、0円とは記入せず個人番号から賞与等区分までを二重線で抹消してください。

私学共済相談員研修会を開催

10月6日（木）と7日（金）の2日間、東京ガーデンパレスで私学共済相談員研修会を開催しました。

今回は、①日米社会保障協定に係る適用 ②高齢受給者証の交付 ③年金の併給調整 ④団体信用生命保険を中心に研修を行いました。

相談員制度は、事務担当者や加入者等の皆さんを対象に地域の事務サービスの不足を補うことを目的として設けています。ぜひご利用ください。相談員一覧表は事務の手引1146ページを参照してください。

相談時間／月曜日～金曜日（午後1時～4時）

加入者向広報「レター」1月号等を1月中旬に学校法人等あてに送付します。

12月の共済事業スケジュール

2日（金）	貸付 送金
9日（金）	貯金 払込期限〔必着〕
15日（木）	貸付 申込・任意償還申出締切 アイリスプラン 医療・傷害補償コース・介護補償コース加入申込締切
20日（火）	貯金 送金
22日（木）	貸付 送金 貯金 払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
28日（水）	貸付 翌月22日送金申込締切 海外保養施設 3月利用予約締切

住宅取得資金に係る借入金の 年末残高等証明書の再交付

再交付が必要な人は、「残高証明書の再交付願」（任意の用紙に学校法人等代表者印のあるもの）に再交付を必要とする理由を記入のうえ貸付課償還係へ提出してください。

積立共済年金「積立金残高明細一覧表」の廃止

毎年1月初旬に各学校法人等へ積立共済年金にかかる「積立金残高明細一覧表」を送付していますが、個人情報保護法の施行に伴い、平成17年度から、廃止といたします。

なお、個人あての17年度「積立金残高のお知らせ」は、12月初旬に送付します。

私学共済制度関係法令集配付申込締切

本誌11月号でお知らせしましたとおり、平成18年度以降の関係法令集の配付方法が変更となります。配付を希望する学校法人等は、「私立学校共済制度関係法令集配付申込・中止依頼書」を12月10日までに共済事業本部広報班あてに提出してください。

12月の事務処理

年内の共済業務の書類等の受付及び処理は、次のとおりです。

◇資格関係

- ・加入者証等の交付は、12月13日（火）受付分までを年内に発送します。
- ・資格関係の異動報告は、12月15日（木）受付分までを12月分の掛金で調定する予定です。

◇短期給付関係

短期給付関係の請求は、11月25日（金）受付分までを年内に送金する予定です。

◇貸付関係

貸付けの申し込み等は、12月15日（木）受付分までを1月4日（水）に送金します。年末の業務は28日（水）までのため、不備のないよう早めに申し込んでください。送金等については、申込書類等に不備等がないことを前提としていますので、書類は余裕をもって提出してください。

1月の共済事業スケジュール

4日（水）	掛金 11月分納期限 貸付 送金
10日（火）	貯金 払込期限〔必着〕
13日（金）	貸付 申込・任意償還申出締切

共済事業に関するお問い合わせは共済事業本部まで 電話番号を間違えないようにお願いします

〒113-8577 東京都文京区湯島1-7-5 ☎ 03(3813)5321（代表）

<http://www.shigakukyosai.jp/>

年末年始の業務

私学事業団の年末年始の業務は次のとおりです。

年末は十二月二十八日(水)の午前中まで、年始は一月四日(水)が午前中、一月五日(木)からは平常どおり行います。

各会館の共済業務課

年末は十二月二十八日(水)の午前中まで、年始は一月四日(水)から行います。ただし、一月四日はオンラインによる相談業務等は午前九時から午前十二時までとなります。

一月五日(木)からは平常どおり行います。

東京臨海病院

東京臨海病院の外来診療は、年末は十二月二十八日(水)まで、年始は一月四日(水)から平常どおり行います。

ホームページの休止について

私学振興事業本部のシステムメンテナンスのため、本事業団ホームページのうち、「トップページ」(<http://www.shigaku.go.jp/>)及び「私学振興事業本部(助成業務)ページ」の閲覧は、十二月二十八日(水)午後一時から一月四日(水)午前十時まで休止します。

なお、「共済事業本部(私学共済事業)ページ」は閲覧できますので、(<http://www.shigakukyosai.jp/>)を直接入力してご利用ください。

いんぷお
めーしょん

役員等人事

次のとおり、発令されましたので、お知らせします。

◆共済運営委員会委員

(平成十七年十一月八日付)
退任 瀬 在 幸 安
(平成十七年十一月九日付)
新任 武 藤 元 昭

私学振興債券、
利率一・七二％で発行

私学事業団では、私立学校の施設設備の整備に要する資金その他経営に必要な資金について、長期・低利の貸付事業を行っています。

この事業に要する資金の一部として、十一月に「第五回私学振興債券」(一〇年債)を七〇億円発行しました。十一月八日に決定した発行条件は、利率一・七二％(国債プラス〇・一一％)、発行価額一〇〇円につき九九・九八円です。

格付はA A (株式会社格付投資情報センター)を取得しています。

問い合わせ先

財務部 経理第二課 資金係

☎ 〇三(三三三三〇)七八三〇～三三

Eメール keiri1@shigaku.go.jp

◆助成業務の融資金利表(平成17年11月10日現在)

融資費目	返済期間		備 考
	20年以内 (内据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	
一般施設費	年 %	年 %	校(園)舎、体育館、遊戯室等の新・増・改築、買収等校(園)地の買収、造成等
	2.0	1.5	
	1.8	1.5	研究高度化関連施設等
	1.7	1.5	私立大学ハイテク・リサーチ・センター等整備事業
	1.7	1.5	防災(地震)対策費
災害復旧費	1.3	—	特別災害を含む
公害対策費	1.7	—	アスベスト対策等
特別施設費	2.1	—	寄宿舎、セミナーハウスの新築等
	1.7	—	国際交流施設
	1.7	—	障害者利用施設
教育環境整備費	5年6か月以内 (内据置6か月)	1.0	校教具、通園バスの購入等
	10年以内 (内据置2年)	1.5	大型設備・情報技術整備等
	10年以内 (内据置2年)	1.2	過疎高校
	4年・6年以内 (内据置1年)	1.2	私大奨学

※金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

急な不動産買収事業にも対応可能
～平成17年度 融資申込み受付中～

第5回私学振興債券の概要

発行額	金70億円
各債券の金額	1,000万円及び1億円の2種
債券の形式	無記名式利付に限定。
利 率	年1.72%
発行価額	額面100円につき金99.98円
償還金額	額面100円につき金100円
期 限	10年(平成27年9月25日償還)
利払期日	3月、9月の各25日
募集期間	平成17年11月8日(火)
払込期日	平成17年11月21日(月)
担 保	一般担保 本債券の債権者(以下「本債権者」という。)は、日本私立学校振興・共済事業団法により日本私立学校振興・共済事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、当該先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
引受会社	野村證券株式会社を主幹事とする引受シンジケート団
受託会社	株式会社三井住友銀行
応募者利回り	年1.722%

◇共済事業に関するお問い合わせは、共済事業本部まで ☎ 03(3813)5321(代表)

● 月報私学 12月号(VOL.96)平成17年12月1日発行

● 編集・発行 日本私立学校振興・共済事業団/〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12 ☎ 03(3230)7810～11(企画室)

<http://www.shigaku.go.jp/>

(禁無断転載)